

広島県告示第九百九十四号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第二条の三第一項の規定に基づき定めた広島沿岸海岸保全基本計画を平成二十一年十一月十一日に変更した。

その関係図書は、広島県土木局空港港湾部港湾管理課及び同部港湾企画整備課並びに広島県広島港湾振興事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年十一月十九日

広島県知事 藤 田 雄 山